

(別記仕様書)
公民館等券売機修繕

1. 件名

公民館等券売機修繕

2. 目的

令和6年7月3日に発行された新紙幣、令和3年11月1日に発行された新硬貨が使用できるよう、那覇市公民館等の券売機を修繕する。

3. 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

4. 業務履行箇所（施設名、所在地）、修繕対象機器台数、修繕内容及び金額

別記1のとおり

5. 保証

保証期間は納入日より1年間とし、この期間に発注者又は受注者が機器異常、破損等の欠陥を認めた場合（発注者の過失によることが明らかな場合を除く）は、受注者は速やかに対応し、その修理等（部品代金を含む）を無償で行うこと。

6. 提出書類

修繕完了後に、以下の書類を提出すること。

番号	名称	様式	提出時期
①	業務完了届	様式1	全修繕終了後、成果物と合わせて速やかに提出
②	成果物（各施設ごと）	様式2 様式3	修繕終了後、速やかに提出
③	作業工程表	任意	契約締結後速やかに提出
④	緊急連絡体制表	任意	契約締結後速やかに提出

※成果物として下記を作成、取りまとめのうえ、電子データ及び書類により提出すること。データ形式等については、発注者と協議を行う。

- (1) 修繕確認書兼納品書
- (2) 作業工程ごとの写真
- (3) 作業完了写真
- (4) その他、発注者が指示するもの

7. 一般注意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) この業務に必要な機器、資材等については受注者が用意すること。

- (3) この業務に必要な動力などの費用はすべて受注者が負担する。
- (4) 作業内容及び時期を記載した作業工程表（任意様式）を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出すること。
- (5) 作業中における事故・トラブル等が発生した場合に適切な処理を行うことができるよう、緊急連絡体制表（任意様式）を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出すること。
- (6) 主として発注者との協議を行う業務統括者を1名定め、緊急連絡体制表にその旨を記載すること。
- (7) 業務の実施にあたっては、常に細心の注意を払い、第三者並びに作業従事者の安全を図ること。
- (8) 作業中における受注者側に起因する事故等については、受注者が一切の責を負うものとする。
- (9) 作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、必要な措置を行うこと。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。

〔別記 1〕

業務履行箇所（設置場所、所在地）、修繕機器名、修繕対象機器台数、修繕金額及び修繕内容

1 番号（１）～（７）については新紙幣（一万円、五千円、千円：令和6年7月11日発行）対応と
新硬貨（令和3年11月1日発行）対応のための券売機修繕

2 番号（８）～（11）については新紙幣（一万円、五千円、千円：令和6年7月11日発行）対応のための券売機修繕

番号	業務履行箇所（設置場所、所在地）	修繕機器名	台数	修繕金額（税抜）
（１）	那覇市中央公民館（那覇市寄宮 1 丁目 2 番 15 号）	芝浦自販機 KB272EX	1 台	¥
（２）	那覇市小禄南公民館（那覇市高良 2 丁目 7 番 1 号）	芝浦自販機 KB-272EX	1 台	¥
（３）	那覇市首里公民館（那覇市首里当蔵町 2 丁目 8 番地 2）	芝浦自販機 KB-272EX	1 台	¥
（４）	那覇市若狭公民館（那覇市若狭 2 丁目 12 番 1 号）	芝浦自販機 KB-272EX	1 台	¥
（５）	那覇市石嶺公民館（那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 9）	芝浦自販機 KB-272EX	1 台	¥
（６）	那覇市繁多川公民館（那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号）	芝浦自販機 KB-272EX	1 台	¥
（７）	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号）	芝浦自販機 KB-272EX	1 台	¥
（８）	那覇市民体育館（那覇市字識名 1227 番地）	芝浦自販機 KA-Σ264NNF	1 台	¥
（９）	漫湖公園市民庭球場（那覇市鏡原町 37 番 1 号）	芝浦自販機 KA-Σ2	1 台	¥
（10）	那覇市民首里石嶺プール（那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 9）	芝浦自販機 KB-272EX	1 台	¥
（11）	那覇市奥武山トレーニング室（那覇市奥武山町 42-1）	芝浦自販機 KA-Σ249NN5	1 台	¥

小計 ¥

消費税 ¥

合計 ¥